



岡山県における大気汚染物質の測定体制について 【資料】

資料 1	岡山県における大気汚染物質の測定体制について p 1
資料 2	望ましい測定局数の算定について p 3
資料 3	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）について p 4
資料 4	二酸化硫黄について p 7
参考資料 1	環境基準 p 9
参考資料 2	環境大気測定局一覧 p 10
参考資料 3	平成26年度環境大気の測定結果について p 12
参考資料 4	PM _{2.5} 測定局の配置及び測定結果 p 19
参考資料 5	浮遊粒子状物質(SPM)に係る過去3年の測定結果 p 20
参考資料 6	二酸化硫黄に係る過去3年の測定結果 p 23
参考資料 7	PM _{2.5} の注意喚起に係る実施要領 p 26

平成27年10月14日
平成27年度第1回岡山県環境審議会大気部会

岡山県における大気汚染物質の測定体制について

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第22条の規定により、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）などの環境基準が設定されている物質等について県下69測定局で大気の汚染の状況を常時監視しているが、測定局における測定項目を次のとおり変更する。

なお、岡山市、倉敷市の区域については、両市が大気汚染防止法に基づき監視業務を行っているため、変更に係る検討の対象としていない。

1 測定項目ごとの測定局数

測定項目	現 在	変更（案）	増 減	【参考】
				必要な測定局数
二酸化硫黄	44 (19)	42 (17)	▲2 (▲2)	13 (5)
浮遊粒子状物質(SPM)	53 (24)	53 (24)	±0	26 (10)
微小粒子状物質(PM2.5)	21 (6)	23 (8)	+2 (+2)	26 (10)
一酸化炭素	7 (2)	7 (2)	±0	4 (2)
光化学オキシダント	43 (20)	43 (20)	±0	26 (10)
二酸化窒素	56 (26)	56 (26)	±0	26 (10)
非メタン炭化水素	13 (5)	13 (5)	±0	13 (5)

注1：()内の数値は、岡山市及び倉敷市を除く地域（以下「県管轄地域」という）の測定局数

注2：「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」（以下「環境省事務処理基準」という。）で算定される全国的視点から必要な測定局数

2 変更関係測定局（○：現測定項目、●：測定項目の追加、×：測定項目の廃止）

設置市	測定局名	測定局設置者 (注)	測定項目						
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM2.5)	一酸化炭素	光化学オキシダント	二酸化窒素	非メタン炭化水素
玉野	宇野	県	○	○	●		○	○	
笠岡	大磯	県・自	×	○		○	○	○	○
備前	三石	県	○	○	●		○	○	
	日生	県	×	○			○	○	

（注）自：自動車排出ガス測定局

3 増減の理由

(1) 微小粒子状物質 (PM2.5)

環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は10局であり、現在の6局では監視体制が不十分であることから、まずは、県東臨海部に2局（宇野局、三石局）を追加し8局とする。

(2) 二酸化硫黄

長期的評価による環境基準達成率は良好な状況が続いている、年平均値は、近年、ほぼ横ばい又はわずかに減少している状況にある。また、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は5局であることから、県管轄地域における二酸化硫黄の濃度、測定局の配置バランス等を考慮し、19局のうち2局（大磯局、日生局）を廃止し17局とする。

4 今後の課題

PM2.5について、本県は、環境省事務処理基準で必要とされる測定局数10局を満たしておらず、出来る限り早期に必要な測定局の整備を行い、PM2.5の常時監視体制の充実を図る必要がある。

また、大陸からの越境汚染による影響も考慮して測定局を配置すべきであり、県全域におけるPM2.5の濃度を適切に把握する必要があることから、今後、必要な測定局数10局に満たない2局分については、測定局が配置されていない県中部に適切に配置するべきである。

望ましい測定局数の算定について（環境省事務処理基準）

ア 全国的視点から必要な測定局数

① 人口及び可住地面積による算定（いずれか少ないほう）

算定基準		岡山県算定結果
人口基準	人口 75,000 人当たり 1 局	26
可住地面積基準	可住地面積 25km ² 当たり 1 局	89

【参考】 a 岡山県人口=1,919,899 人

b 岡山県可住地面積=2,227.37 km²

② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整

区分	判断基準	係数
高	環境基準を未達成、又は、基準値の 7 割を超える	1
中	環境基準を達成しているが基準値の 3 割を超え、7 割以下	1/2
低	環境基準を達成し、基準値の 3 割以下	1/3

③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整

測定項目	係数
二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素	1
一酸化炭素、非メタン炭化水素	1/2

④ 必要局数

測定項目	基本的な局数 (①)	係数 (②)	係数 (③)	④必要な測定 局数(注)
二酸化硫黄	26	1/2	1	13(5)
浮遊粒子状物質		1	1	26(10)
微小粒子状物質		1	1	26(10)
一酸化炭素		1/3	1/2	4(2)
光化学オキシダント		1	1	26(10)
二酸化窒素		1	1	26(10)
非メタン炭化水素		1	1/2	13(5)

※必要局数の（ ）内の数値は、県管轄地域における局数

イ 地域的視点から必要な測定局数

地域的視点（自然的状況、社会的状況、これまでの経緯の勘案）から必要な測定局数を算定する。

ウ 望ましい測定局数

アの全国的視点から必要な測定局数に、イの地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

微小粒子状物質（PM2.5）について

1 現状

(1) PM2.5濃度の状況

平成26年度に測定した19局のうち1局で環境基準を達成している。

また、環境基準を達成しなかった18局のうち、長期基準のみ適合した測定局はなく、短期基準のみ適合した測定局は5局であった。

(2) 測定局の配置状況

ア 県下におけるPM2.5の測定局数は21局で、そのうち県管轄地域の測定局は6局であり、その役割等は次のとおりある。

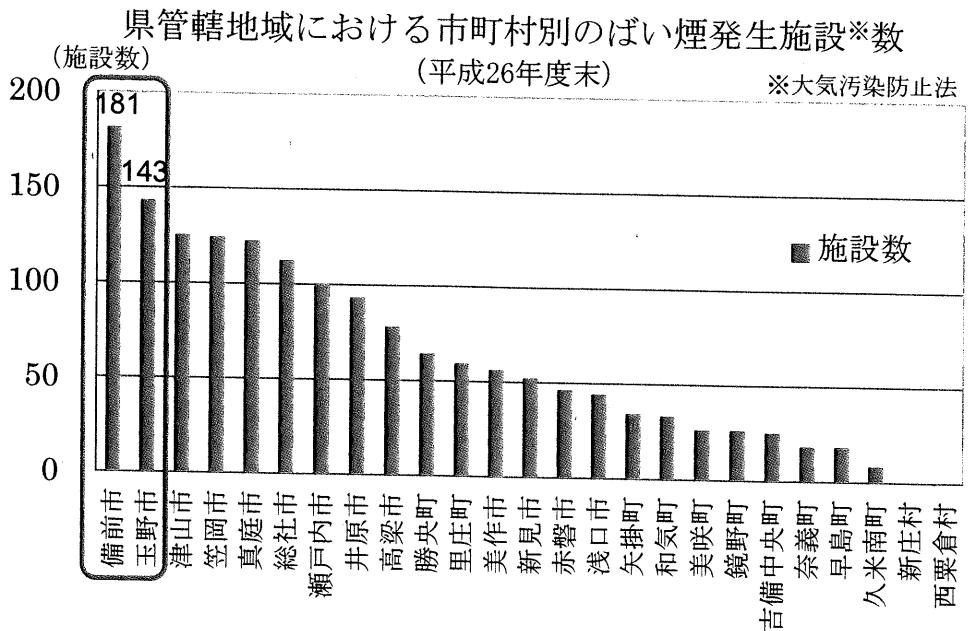
◎県管轄地域におけるPM2.5測定局

設置市町	測定局名	測定局設置者	区分（役割）
早島	早島	県	一般局（水島コンビナートの影響）
早島	長津	県	自動車排出ガス測定局
笠岡	茂平	県	一般局（笠岡・福山工業地帯の影響）
総社	総社	県	一般局（県南バックグラウンド）
津山	津山	県	一般局（県北バックグラウンド）
新見	新見	県	一般局（県北バックグラウンド）

イ 一方、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は10局であり、必要な測定局数を満たしていない。

ウ また、県全域における測定局の配置状況をみると、県東臨海部と県中部における測定局が不足している。また、県東臨海部では、固定発生源が多く分布する玉野工業地帯及び備前（片上、三石）工業地帯に測定局が配置されていない。





2 測定局の変更

(1) 平成 28 年度

ア 測定局の追加

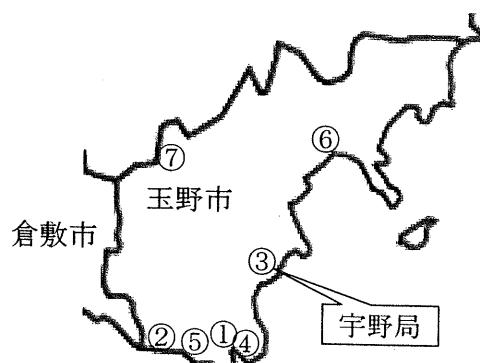
固定発生源からの影響を的確に把握するため、玉野市内の玉野工業地帯に1局、備前市内の備前(片上、三石)工業地帯に1局の計2局を追加する。

設置地域	追加局数	区分 (役割)
玉野市	1 局	一般局 (玉野工業地帯)
備前市	1 局	一般局 (備前 (片上、三石) 工業地帯)

イ 追加する測定局

(ア) 玉野市

県設置局である渋川局と宇野局の浮遊粒子状物質 (S P M) 濃度に大きな差はないこと、玉野市の人口集積地は宇野地区であること、渋川局の近隣に倉敷市内の測定局(児島局)が配置されていること等を勘案し、宇野局に配置する。



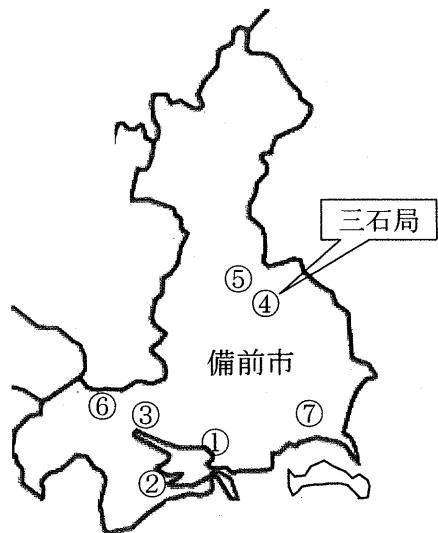
◎玉野市内の S P M 濃度 (H24～H26 年度の平均)

単位 : mg/m³

測定局名	測定局設置者	区分	年平均値	日平均値の2%除外値
①日比	市	一般局	0. 028	0. 068
②渋川	県	一般局	0. 027	0. 059
③宇野	県	一般局	0. 024	0. 057
④向日比2丁目	市	一般局	0. 019	0. 050
⑤日比2丁目	市	一般局	0. 023	0. 044
⑥後閑	市	一般局	0. 018	0. 040
⑦用吉	市	自排局	0. 021	0. 049

(イ) 備前市

県設置の一般局（東片上局、三石局、日生局）のうち三石局のS PM濃度が高いこと、県境に近いこと等を勘案し、三石局に配置する。



◎備前市内のS PM濃度 (H24～H26年度の平均)

単位 : mg/m³

測定局名	測定局設置者	区分	年平均値	日平均値の 2%除外値
①穂浪	市	一般局	0. 016	0. 044
②鶴海	市	一般局	0. 031	0. 065
③東片上	県	一般局	0. 019	0. 055
④三石	県	一般局	0. 026	0. 059
⑤野谷	市	一般局	0. 019	0. 047
⑥伊部	県	自排局	0. 023	0. 060
⑦日生	県	一般局	0. 019	0. 055

(2) 平成29年度以降

本県は、環境省事務処理基準で必要とされる測定局数10局を満たしておらず、出来る限り早期に必要な測定局の整備を行い、PM2.5の常時監視体制の充実を図る必要がある。

また、PM2.5については、大陸からの越境汚染による影響も考慮して測定局を配置すべきであり、県全域におけるPM2.5の濃度を適切に把握する必要があることから、今後、必要な測定局数10局に満たない2局分については、測定局が配置されていない県中部に適切に配置するべきである。

二酸化硫黄について

1 二酸化硫黄濃度の状況

平成26年度に測定した44局について、長期的評価ではすべての測定局で環境基準を達成した。

また、短期的評価では、日平均値はすべての測定局で環境基準に適合したが、1時間値は2測定局が適合していない。

(1) 長期的評価

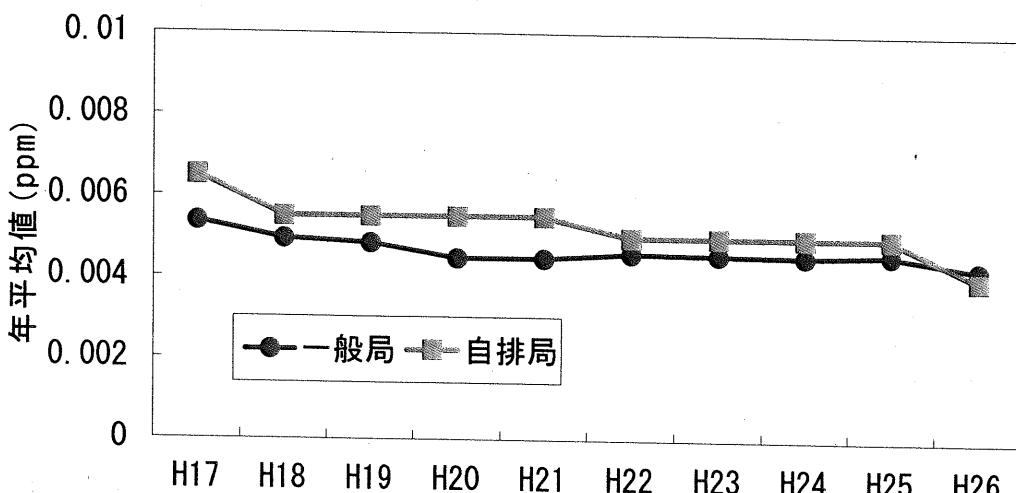
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
達成局数/測定局数	44局/44局	44局/44局	44局/44局	44局/44局	44局/44局
達成率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 短期的評価

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日平均値が0.04ppmを超えた測定局数	0局	0局	0局	0局	0局
1時間値が0.1ppmを超えた測定局数	0局	0局	2局 (宇野津局、向日比2丁目局)	2局 (呼松局、広江局)	2局 (呼松局、渋川局)

(3) 経年変化

過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局(38局)及び自動車排出ガス測定局(2局)における年平均値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばい又はわずかに減少している。



2 二酸化硫黄の測定を廃止する測定局

設置地域	測定局名	廃止理由
備前市	日生	二酸化硫黄の測定結果が非常に低い。(備前市内の状況は、他の5局(三石局、鶴海局、東片上局、穂浪局、野谷局)で把握できる。)
笠岡市	大磯(自)	自動車排ガス測定局であり、自動車燃料の低硫黄化が進み測定の必要性が低い。(笠岡市内の状況は、寺間局で把握できる。)

大気の汚染に係る環境基準

参考資料 1

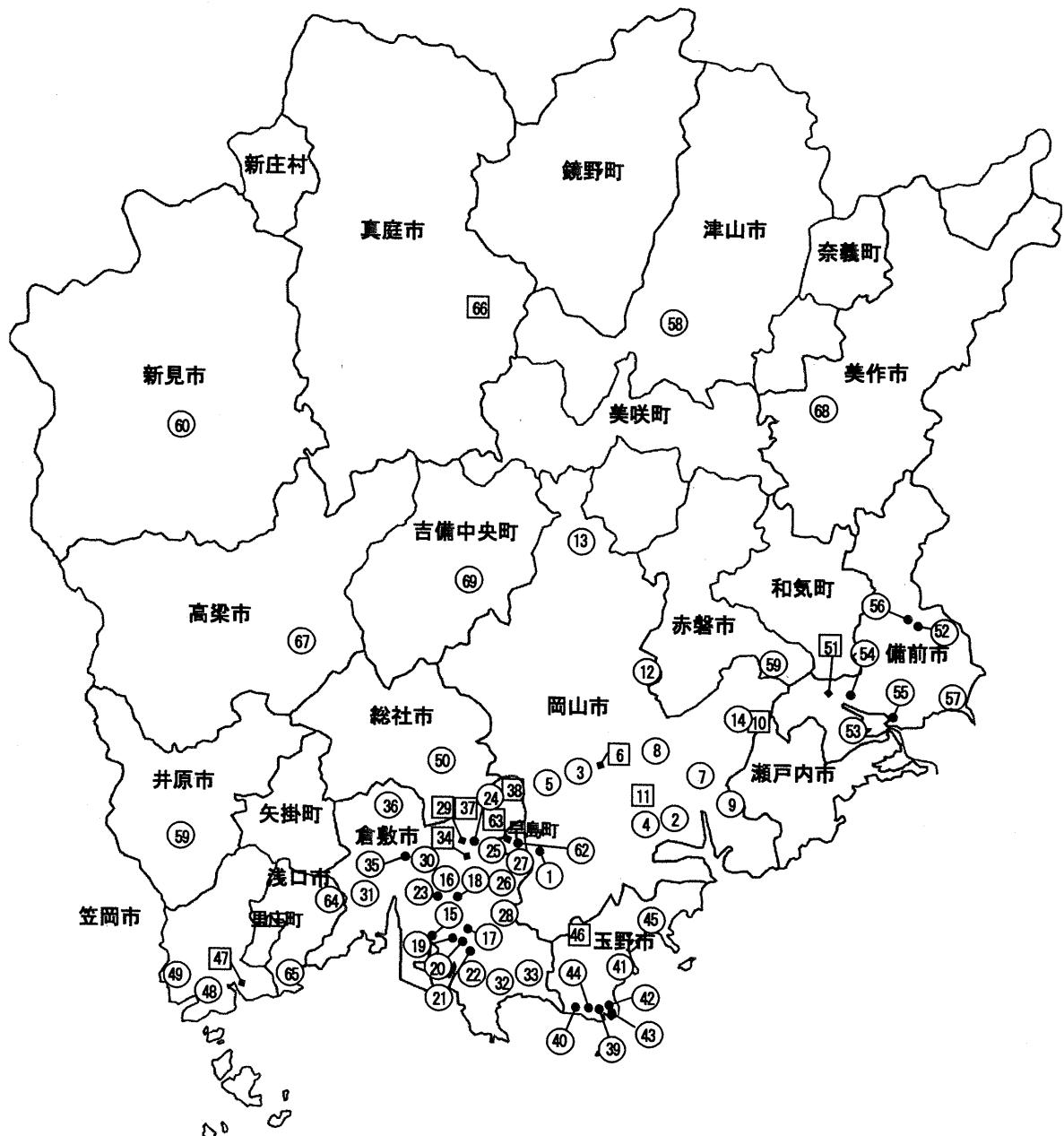
対象物質	環境基準	環境基準達成の評価方法	(参考) 主たる発生源
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日 平均 値 が 0.04ppm 以下 あり、かつ、 1 時 間 値 が 0.1ppm 以下で あること。	○短期的評価 環境基準のとおり ○長期的評価 日 平均 値 の 2 % 除 外 値 が 0.04ppm 以下 で ある 場 合 に 環 境 基 準 達 成 と す る。 た だ し、 日 平 均 値 が 0.04ppm を 超 え る 日 が 2 日 以 上 連 続 し た 場 合 は 環 境 基 準 達 成 と し な い。	硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生し、主な発生源は工場である。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日 平均 値 が 10ppm 以下 で あり、かつ、 1 時 間 値 の 8 時 間 平 均 値 が 20ppm 以下で あること。	○短期的評価 環境基準のとおり ○長期的評価 日 平均 値 の 2 % 除 外 値 が 10ppm 以下 で ある 場 合 に 環 境 基 準 達 成 と す る。 た だ し、 日 平 均 値 が 10ppm を 超 え る 日 が 2 日 以 上 連 続 し た 場 合 は 環 境 基 準 達 成 と し な い。	燃料の不完全燃焼で発生し、主な発生源は自動車である。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日 平均 値 が 0.10mg/ m ³ 以 下 で あり、かつ、 1 時 間 値 が 0.20mg/ m ³ 以 下 で あるこ と。	○短期的評価 環境基準のとおり ○長期的評価 日 平均 値 の 2 % 除 外 値 が 0.10mg/ m ³ 以 下 で ある 場 合 に 環 境 基 準 達 成 と す る。 た だ し、 日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を 超 え る 日 が 2 日 以 上 連 続 し た 場 合 は 環 境 基 準 達 成 と し な い。	工場からのばいじん、ディーゼル車排ガスの黒煙等の人工発生源と土壤の飛散等の自然発生源がある。
光化学オキシダント (O _x)	1 時 間 値 が 0.06ppm 以 下 で あるこ と。	昼間（6時から20時まで）の 1 時間値 が 全て 0.06ppm 以 下 で ある 場 合 に 環 境 基 準 達 成 と す る。	工場や自動車から排出される窒素酸化物等が太陽光線により光化学反応を起こし生じる二次物質である。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日 平均 値 が 0.04ppm か ら 0.06ppm ま で の ゾーン 内 又 は それ 以 下 で あるこ と。	日 平均 値 の 年 間 98% 値 が 0.06ppm 以 下 で ある 場 合 に 環 境 基 準 達 成 と す る。	物の燃焼により発生し、主な発生源は工場と自動車である。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/ m ³ 以 下 で あり、かつ、 1日平均値が 35 μg/ m ³ 以 下 で あるこ と。	1年平均値が 15 μg/ m ³ 以 下 (長期基準) で あ り、かつ、 1 日 平 均 値 の 年 間 98% 値 が 35 μg/ m ³ 以 下 (短期基準) で あ り 場 合 に 環 境 基 準 達 成 と す る。	工場や自動車などの発生源から直接排出される一次生成粒子と、大気中の光化学反応によって生じる二次生成粒子で構成されている。また、土壤粒子等も含まれており、発生源は多岐にわたっている。

環境大気測定局一覧（平成27年10月14日現在）

参考資料2

市町	No.	測定局		測定項目							
				二酸化硫黄 (SO ₂)	浮遊 粒子状物質 (SPM)	微小 粒子状物質 (PM2.5)	一酸化炭素 (CO)	光化学 オキシダント (O _x)	窒素酸化物 (NOx)	非メタン 炭化水素 (NMHC)	風向・風速 (WV・WD)
岡山市	1	興除市		○	○			○	○	○	○
	2	江並市		○	○	○		○	○		○
	3	出石市		○	○			○	○		○
	4	南輝市		○	○			○	○		○
	5	吉備市			○			○	○		○
	6	南方市・自			○	○			○	○	
	7	西大寺市		○	○			○	○		○
	8	東岡山市			○	○		○	○		○
	9	五明市		○	○			○	○	○	○
	10	西祖市・自			○				○	○	○
	11	青江市・自			○		○		○	○	○
	12	高倉山市・気									○
	13	建部市				○					
	14	西祖農集市				○					
倉敷市	15	監視センター	市	○	○	○		○	○	○	○
	16	春日市		○	○			○	○		○
	17	広江市		○	○						○
	18	二福市		○							
	19	松江市		○	○	○		○	○		○
	20	呼松市		○	○						
	21	宇野津市		○							
	22	塩生市		○	○	○		○	○		○
	23	連島市		○	○			○	○		○
	24	倉敷美和市		○	○	○	○	○	○	○	○
	25	豊洲市		○					○		○
	26	天城市		○	○			○	○		○
	27	茶屋町市		○	○	○		○	○		○
	28	郷内市		○	○			○	○		○
	29	駅前市・自					○		○	○	
	30	西阿知市		○	○			○	○		○
	31	玉島市		○	○	○		○	○		○
	32	児島市		○	○	○		○	○		○
	33	田の口市		○							
	34	大高市・自			○	○	○		○		○
	35	船穂市		○	○			○	○		○
	36	真備市				○		○	○		○
	37	西坂市			○		○		○		○
	38	庄市		○	○			○	○		○
玉野市	39	日比市		○	○			○	○		○
	40	波川県		○	○				○		○
	41	宇野県		○	○			○	○		○
	42	向日比1丁目	県	○					○		○
	43	向日比2丁目	市	○	○						○
	44	日比2丁目	市	○	○						○
	45	後閑市		○	○						○
笠岡市	46	用吉市・自		○	○		○	○	○	○	○
	47	大磯県・自		○	○		○	○	○		○
	48	寺間県		○	○			○			○
総社市	49	茂平県			○	○		○	○		○
	50	総社県			○	○		○	○		○
備前市	51	伊部県・自			○				○	○	
	52	三石県		○	○			○	○		○
	53	鶴海市		○	○				○		○
	54	東片上県		○	○			○	○		○
	55	穂浪市		○	○				○		○
	56	野谷市		○	○				○		○
津山市	57	日生県		○	○			○	○		○
	58	津山県		○	○	○		○	○		○
井原市	59	井原県						○			
	60	新見県		○	○	○		○	○		○
赤磐市	61	熊山県						○	○		○
	62	早島県			○	○		○	○		○
浅口市	63	長津県・自			○	○			○	○	○
	64	金光県			○			○	○		○
眞庭市	65	寄島県		○				○			○
	66	久世県・自			○			○	○	○	○
高梁市	67	高梁県						○	○		○
	68	美作県						○	○		○
吉備中央町	69	吉備高原県						○	○		○
合計 69局				44	53	21	7	43	56	13	59

環境大気測定局配置図



○ 一般環境大気測定局 (57 測定局)

自動車排出ガス測定局（12測定局）

平成26年度環境大気の測定結果について

1 概要

(1) 内容

大気汚染防止法第22条の規定により、環境大気の汚染の状況を把握するため、岡山市、倉敷市、玉野市及び備前市と協力して、測定を実施した。

ア 対象物質

大気汚染に係る環境基準が定められている二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、二酸化窒素(NO₂)及び微小粒子状物質(PM2.5)の6物質

イ 測定方法

県内69か所の環境大気測定局において、測定局ごとに測定対象物質を定め、1年を通して1時間ごとの24時間連続測定を実施した。

(2) 結果

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、全ての測定局で環境基準を達成した。

イ 光化学オキシダントについては、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

ウ 微小粒子状物質については、1局で環境基準を達成した。

表1 環境基準達成状況

大気汚染物質	測定局数	達成局数	達成率
二酸化硫黄	44	44	100%
一酸化炭素	8	8	100%
浮遊粒子状物質	53	53	100%
光化学オキシダント	43	0	0%
二酸化窒素	56	56	100%
微小粒子状物質	19	1	5.3%

(3) 今後の対応

ア 引き続き環境大気の状況を常時監視し、実態の把握に努める。

イ 光化学オキシダントについては、原因物質である窒素酸化物や炭化水素類の削減に取り組むとともに、高濃度になった際には、協力工場等に対する大気汚染物質の排出削減の要請、県民に対する健康被害防止のための周知を行う。

ウ 微小粒子状物質については、国が示した暫定指針値を超えると予想される日には、県民に注意喚起を行う。また、全国的に見て高濃度を観測している測定局があることから、発生機構の解明に向け、成分分析等の調査研究に取り組むとともに、今年度、県北部（津山市、新見市）に測定局を増設し、監視体制の強化を図る。さらに、広域的な問題でもあるため、国に有効な施策の検討や情報提供等を求める。

2 大気汚染物質ごとの測定結果

(1) 二酸化硫黄

ア 測定した44局について、長期的評価では、すべての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局が2局あった。

イ 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局（38局）及び自動車排出ガス測定局（2局）における年平均値の推移は次のとおりであり、ほぼ横ばい又はわずかに減少している状態にある。

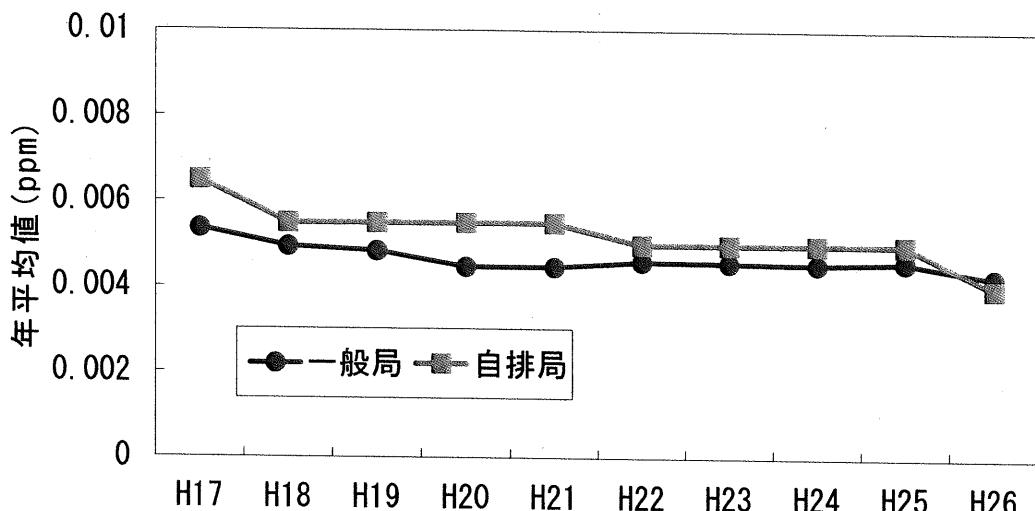


図1 過去10年間における二酸化硫黄の年平均値の推移

(2) 一酸化炭素

測定した8局について、長期的評価及び短期的評価のいずれも、すべての測定局で環境基準を達成した。

(3) 浮遊粒子状物質

ア 測定した53局について、長期的評価ではすべての測定局で環境基準を達成した。また、短期的評価では、環境基準に適合しなかった測定局は4局であった。

イ 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局（38局）及び自動車排出ガス測定局（8局）における年平均値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している状態にある。

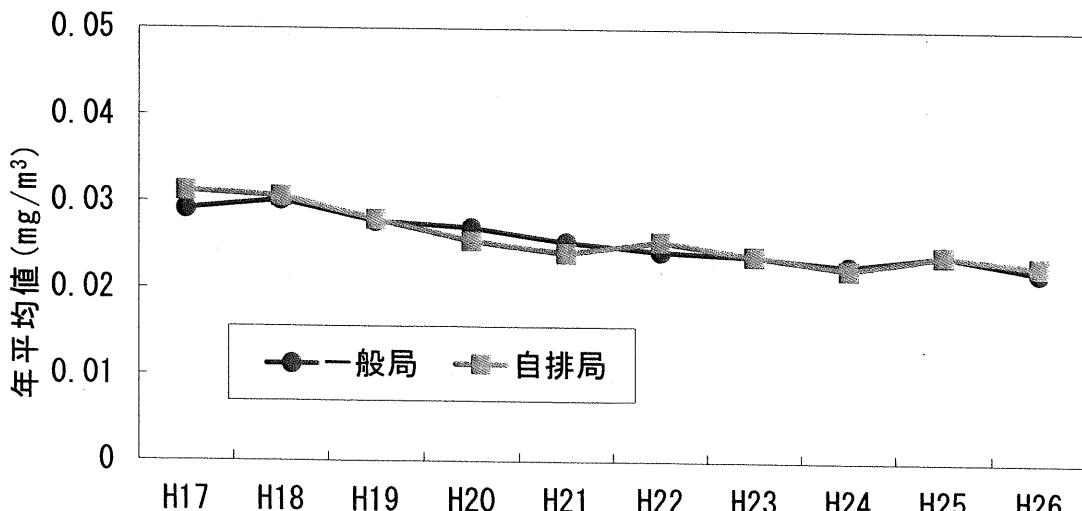


図2 過去10年間における浮遊粒子状物質の年平均値の推移

(4) 光化学オキシダント

ア 測定した43局について、すべての測定局で環境基準を達成しなかった。

イ 光化学オキシダント情報（1時間値が0.10ppm以上で継続が予想される場合等）のみ33回（9日）及び光化学オキシダント注意報（1時間値が0.12ppm以上で継続が予想される場合）2回（1日）の計35回（10日）発令された。

(5) 二酸化窒素

ア 測定した56局について、すべての測定局で環境基準を達成した。

イ 過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局（37局）及び自動車排出ガス測定局（9局）における年平均値の推移は次のとおりであり、わずかに減少している状態にある。

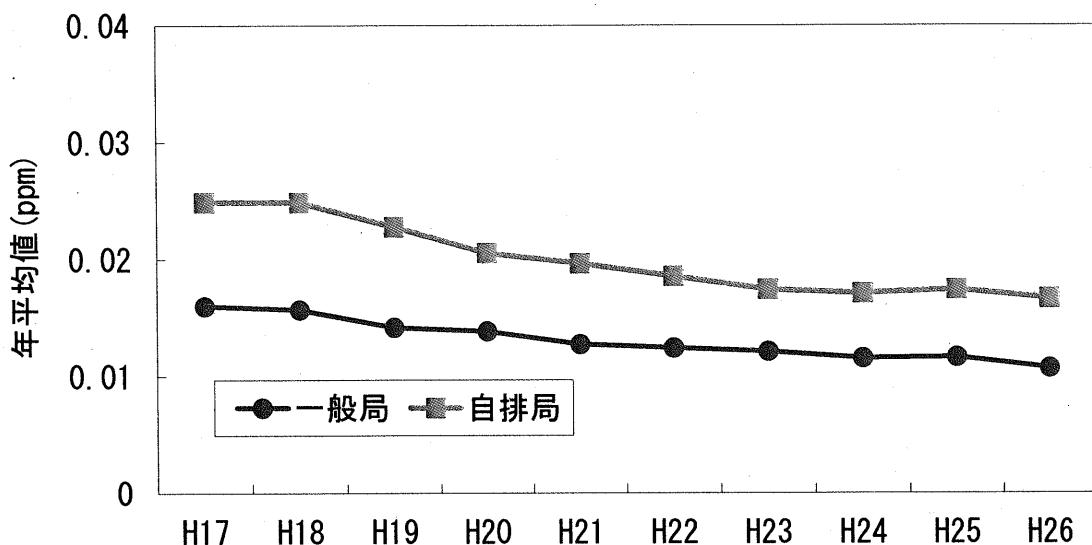


図3 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

(6) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

県下では、平成22年度から測定を開始し、平成26年度に測定した19局について、1局で環境基準を達成した。また、環境基準に適合しなかった測定局のうち、長期基準のみ適合した測定局ではなく、短期基準のみ適合した測定局は5局であった。

3 平成26年度環境大気の測定結果(個表)

(1)二酸化硫黄

測定局 の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が 0.1ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
	倉敷市	西大寺	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		興除	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		五明	0	0.0	0	0.0	0.007	○	0
		春日	0	0.0	0	0.0	0.012	○	0
		広江	0	0.0	0	0.0	0.014	○	0
		二福	0	0.0	0	0.0	0.013	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.015	○	0
		呼松	1	0.0	0	0.0	0.017	○	0
		宇野津	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		塙生	0	0.0	0	0.0	0.013	○	0
		蓮島	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		豊洲	0	0.0	0	0.0	0.012	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		錦内	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.008	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		田の口	0	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.015	○	0
		船穂	0	0.0	0	0.0	0.015	○	0
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.009	○	0
自捲局	玉野市	日比	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		向日比1丁目	0	0.0	0	0.0	0.012	○	0
		迭川	1	0.0	0	0.0	0.011	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.012	○	0
		日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.010	○	0
		向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.018	○	0
		後開	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		笠岡市	寺簡	0	0.0	0	0.0	0.007	○
		新見市	新見	0	0.0	0	0.0	0.002	○
		備前市	穂浪	0	0.0	0	0.0	0.007	○
		鶴海	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		東片上	0	0.0	0	0.0	0.003	○	0
		三石	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		野谷	0	0.0	0	0.0	0.006	○	0
		浅口市	日生	0	0.0	0	0.0	0.004	○
		玉野市	寄島	0	0.0	0	0.0	0.009	○
		笠岡市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.007	○
		笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.009	○

(2)一酸化炭素

測定局 の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			8時間値が 20ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppmを超えた 日が2日以上 連続したことの 有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数
			(回数)	(%)	(日)	(%)			
自捲局	倉敷市	倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0
		青江	0	0.0	0	0.0	0.7	○	0
	玉野市	駅前	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
		大高	0	0.0	0	0.0	0.7	○	0
		用吉	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0
移動局	倉敷市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.6	○	0
	西坂	0	0.0	0	0.0	0.5	○	0	0
	庄	0	0.0	0	0.0	0.4	○	0	0

(3) 浮遊粒子状物質

測定局の種類	市町村	測定局	短期的評価				長期的評価		
			1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数
			(時間)	(%)	(日)	(%)			
一般局	岡山市	江並	0	0.0	0	0.0	0.051	○	0
		南輝	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
		西大寺	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
		東岡山	0	0.0	0	0.0	0.041	○	0
		出石	0	0.0	0	0.0	0.052	○	0
		興除	1	0.0	0	0.0	0.053	○	0
		吉備	0	0.0	0	0.0	0.044	○	0
	倉敷市	五明	0	0.0	0	0.0	0.050	○	0
		春日	0	0.0	0	0.0	0.054	○	0
		広江	1	0.0	0	0.0	0.063	○	0
		松江	0	0.0	0	0.0	0.064	○	0
		呼松	0	0.0	0	0.0	0.064	○	0
		塩生	0	0.0	0	0.0	0.055	○	0
		連島	0	0.0	0	0.0	0.052	○	0
		倉敷美和	0	0.0	0	0.0	0.042	○	0
		天城	0	0.0	0	0.0	0.048	○	0
		茶屋町	0	0.0	0	0.0	0.050	○	0
		郷内	0	0.0	0	0.0	0.048	○	0
		西阿知	0	0.0	0	0.0	0.045	○	0
		玉島	0	0.0	0	0.0	0.052	○	0
		児島	0	0.0	0	0.0	0.044	○	0
		監視センター	0	0.0	0	0.0	0.053	○	0
		船穂	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
	津山市	津山	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		日比	0	0.0	0	0.0	0.060	○	0
		渋川	0	0.0	0	0.0	0.055	○	0
		宇野	0	0.0	0	0.0	0.055	○	0
		日比2丁目	1	0.0	0	0.0	0.040	○	0
	玉野市	向日比2丁目	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		後閑	0	0.0	0	0.0	0.032	○	0
		笠岡市	寺簡	0	0.0	0	0.0	0.056	○
		茂平	0	0.0	0	0.0	0.056	○	0
		総社市	総社	0	0.0	0	0.0	0.044	○
	新見市	新見	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		穂浪	0	0.0	0	0.0	0.046	○	0
		鶴海	0	0.0	1	0.3	0.062	○	0
		東片上	0	0.0	0	0.0	0.047	○	0
		三石	0	0.0	0	0.0	0.049	○	0
		野谷	0	0.0	0	0.0	0.043	○	0
		日生	0	0.0	0	0.0	0.050	○	0
		浅口市	金光	0	0.0	0	0.0	0.043	○
	自排局	早島町	早島	0	0.0	0	0.0	0.056	○
		岡山市	南方	0	0.0	0	0.0	0.046	○
		青江	0	0.0	0	0.0	0.049	○	0
		西祖	0	0.0	0	0.0	0.058	○	0
		倉敷市	大高	0	0.0	0	0.0	0.046	○
	笠岡市	玉野市	用吉	0	0.0	0	0.0	0.045	○
		笠岡市	大磯	0	0.0	0	0.0	0.060	○
		備前市	伊部	0	0.0	0	0.0	0.051	○
		眞庭市	久世	0	0.0	0	0.0	0.041	○
		早島町	長津	0	0.0	0	0.0	0.051	○
移動局	倉敷市	西坂	0	0.0	0	0.0	0.048	○	0
		庄	0	0.0	0	0.0	0.044	○	0

(4) 光化学オキシダント

測定局の種類	市町村	測定局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	
			(日)	(時間)	(日)	(時間)
一般局	岡山市	江並	78	391	0	0
		南輝	70	319	0	0
		西大寺	76	367	0	0
		東岡山	43	169	0	0
		出石	74	413	1	2
		興除	69	318	0	0
		吉備	53	247	0	0
		五明	79	427	0	0
	倉敷市	春日	66	331	0	0
		松江	57	251	0	0
		塩生	42	160	0	0
		連島	70	352	0	0
		倉敷美和	92	497	0	0
		天城	80	387	0	0
		茶屋町	67	321	0	0
		郷内	76	406	0	0
		西阿知	74	356	0	0
		玉島	58	275	0	0
		児島	78	345	0	0
		監視センター	62	212	0	0
自排局	自排局	船穂	66	333	0	0
		真備	93	543	0	0
		津山市	70	411	1	1
		日比	73	302	0	0
		宇野	79	349	0	0
		笠岡市	83	433	0	0
		井原市	85	452	0	0
		総社市	97	529	0	0
		高梁市	77	453	0	0
		新見市	64	361	0	0
移動局	移動局	東片上	94	507	0	0
		備前市	86	438	0	0
		三石	98	550	0	0
		日生	89	493	0	0
		赤磐市	68	399	0	0
		美作市	98	540	0	0
		浅口市	104	590	0	0
		寄島	85	451	0	0
		早島町	81	515	1	2
		吉備中央町	68	322	0	0
自排局	玉野市	大磯	64	315	0	0
	笠岡市	久世	55	270	0	0
	倉敷市	庄	79	434	1	1

(5)二酸化窒素

測定局の種類	市町村	測定局	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数		
			(ppm)	(日)		
一般局	岡山市	江並	0.022	0		
		南輝	0.029	0		
		西大寺	0.023	0		
		東岡山	0.017	0		
		出石	0.027	0		
		興除	0.025	0		
		吉備	0.020	0		
	倉敷市	五明	0.021	0		
		春日	0.028	0		
		松江	0.029	0		
		塙生	0.028	0		
		連島	0.026	0		
		倉敷美和	0.027	0		
		豊洲	0.033	0		
		天城	0.026	0		
		茶屋町	0.028	0		
		郷内	0.025	0		
自排局	玉野市	西阿知	0.022	0		
		玉島	0.027	0		
		児島	0.027	0		
		監視センター	0.035	0		
		船穂	0.023	0		
	津山市	真備	0.014	0		
		津山	0.013	0		
		日比	0.024	0		
		向日比1丁目	0.026	0		
		汎川	0.023	0		
移動局	笠岡市	宇野	0.026	0		
		寺間	0.014	0		
		茂平	0.023	0		
		総社市	0.016	0		
		高梁市	0.011	0		
	新見市	新見	0.010	0		
		穂浪	0.023	0		
		鶴海	0.017	0		
		東片上	0.022	0		
		三石	0.018	0		
自排局	備前市	野谷	0.024	0		
		日生	0.012	0		
		赤磐市	0.016	0		
		美作市	0.010	0		
		浅口市	0.027	0		
	岡山市	早島町	0.028	0		
		吉備中央町	0.008	0		
		南方	0.024	0		
		青江	0.039	0		
		西祖	0.030	0		
自排局	倉敷市	駅前	0.031	0		
		大高	0.030	0		
		五野市	用吉	0.022	0	
		笠岡市	大穂	0.029	0	
		備前市	伊部	0.035	0	
	岡山市	眞庭市	久世	0.012	0	
		早島町	長津	0.045	0	
		移動局	倉敷市	西坂	0.029	0
		庄		0.027	0	

(6)微小粒子状物質

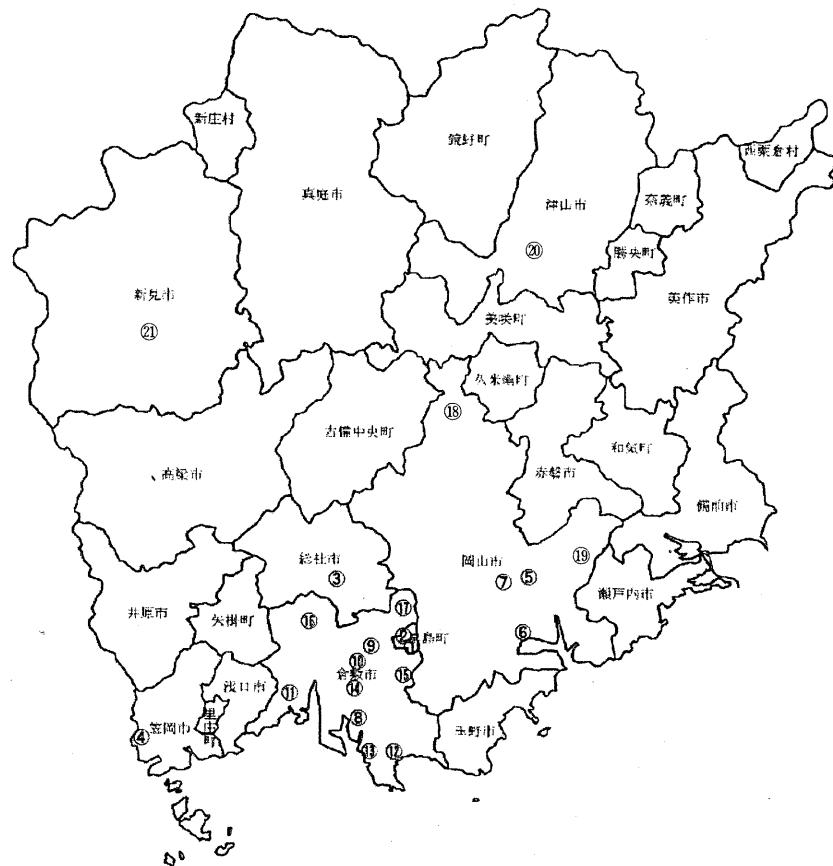
測定局の種類	市町村	測定局	長期基準		短期基準		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
			年平均値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)達成	日平均値の年間98%値	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)達成		
一般局	岡山市	江並	18.5	×	39.2	×	20 5.5	
		東岡山	15.5	×	34.6	○	7 1.9	
		松江	22.1	×	50.7	×	38 10.6	
		塙生	23.3	×	49.6	×	43 11.8	
		倉敷美和	17.2	×	37.0	×	15 4.2	
	倉敷市	茶屋町	17.2	×	38.9	×	15 4.1	
		玉島	18.4	×	42.9	×	23 6.3	
		児島	21.0	×	46.9	×	29 7.9	
		監視センター	16.0	×	38.7	×	15 4.1	
		真備	15.2	×	33.0	○	4 1.1	
自排局	笠岡市	茂平	19.3	×	41.5	×	24 6.6	
		総社市	15.9	×	35.3	×	9 2.5	
		早島町	17.9	×	45.3	×	19 5.5	
	岡山市	南方	16.3	×	34.6	○	7 1.9	
		倉敷市	18.0	×	39.0	×	19 5.2	
移動局	早島町	長津	21.0	×	44.9	×	26 7.2	
		岡山市	建部	14.8	○	31.4	○	
	倉敷市	西祖農業	15.3	×	32.5	○	4 1.2	
		庄	15.2	×	34.5	○	5 1.4	

※1 「○」は各基準を達成した測定局を示す。「×」は各基準を達成しなかった測定局を示す。

※2 長期基準と短期基準の両者を達成した場合に環境基準を達成したと評価する。

PM2.5測定局の配置及び測定結果

【測定局の配置】



【測定結果】

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

設置者	測定局	区分	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		
			年平均値	日平均値の98%値									
岡山県	①早島局	一般局	20.8	64.5	18.2	48.3	18.9	54.8	20.0	47.9	17.9	45.3	×
	②長津局	自排局	—	—	22.6	57.6	22.5	56.6	23.5	54.6	21.0	44.9	×
	③総社局	一般局	—	—	15.9	38.7	17.4	46.6	15.9	38.6	15.9	35.3	×
	④茂平局	一般局	—	—	21.8	54.3	21.0	51.7	20.7	48.5	19.3	41.5	×
	⑤津山局*	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	⑥新見局*	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡山市	⑦東岡山局	一般局	—	—	—	—	15.4	37.1	16.5	42.6	15.5	34.6	×
	⑧江並局	一般局	—	—	—	—	17.8	40.9	19.4	46.3	18.5	39.2	×
	⑨南方局	自排局	—	—	—	—	—	—	18.3	46.7	16.3	34.6	×
	⑩建部局*	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	14.8	31.4	○
	⑪西祖農業局*	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	15.3	32.5	×
倉敷市	⑫松江局	一般局	—	—	—	—	20.0	48.1	23.0	51.3	22.1	50.7	×
	⑬倉敷美和局	一般局	—	—	—	—	16.7	43.3	18.0	43.9	17.2	37.0	×
	⑭大高局	自排局	—	—	—	—	18.6	47.5	18.7	42.6	18.0	39.0	×
	⑮玉島局	一般局	—	—	—	—	—	—	19.0	44.5	18.4	42.9	×
	⑯児島局	一般局	—	—	—	—	—	—	19.7	46.4	21.0	46.9	×
	⑰塩生局	一般局	—	—	—	—	—	—	22.7	51.5	23.3	49.6	×
	⑱監視センター局	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	16.0	38.7	×
	⑲茶屋町局	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	17.2	38.9	×
	⑳真備局	一般局	—	—	—	—	—	—	—	—	15.2	33.0	×
	㉑庄局	自排局	—	—	—	—	—	—	—	—	15.2	34.5	×

【環境基準】長期基準：年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、短期基準：日平均値の年間98%値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$

*は今年度から測定開始

※はテレメーター非接続局

○は達成、×は非達成

浮遊粒子状物質(SPM)に係る過去3年の測定結果

参考資料5

1 年平均(過去3年平均を降順でソート)

測定局の種類	設置市町	測定局名	測定局設置者	SPM(年平均値)				
				H24	H25	H26	H24~H26の平均	H24~H26の平均の順位(降順)
				(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
一般局	備前市	鶴海	市	0.03	0.032	0.032	0.031	1
自排局	笠岡市	大磯	県	0.029	0.03	0.029	0.029	2
一般局	玉野市	日比	市	0.028	0.029	0.028	0.028	3
一般局	倉敷市	松江	市	0.028	0.029	0.026	0.028	3
一般局	岡山市	南輝	市	0.027	0.034	0.022	0.028	3
自排局	早島町	長津	県	0.026	0.03	0.026	0.027	6
一般局	笠岡市	茂平	県	0.026	0.028	0.027	0.027	6
一般局	玉野市	渋川	県	0.026	0.028	0.026	0.027	6
一般局	倉敷市	広江	市	0.025	0.027	0.026	0.026	9
一般局	笠岡市	寺間	県	0.024	0.028	0.026	0.026	9
一般局	備前市	三石	県	0.024	0.028	0.025	0.026	9
一般局	早島町	早島	県	0.024	0.027	0.025	0.025	12
一般局	倉敷市	呼松	市	0.024	0.026	0.025	0.025	12
自排局	岡山市	西祖	市	0.023	0.026	0.025	0.025	12
一般局	岡山市	江並	市	0.026	0.026	0.022	0.025	12
一般局	倉敷市	春日	市	0.023	0.026	0.024	0.024	16
一般局	岡山市	出石	市	0.024	0.025	0.023	0.024	16
一般局	玉野市	宇野	県	0.024	0.024	0.024	0.024	16
自排局	岡山市	青江	市	0.023	0.024	0.024	0.024	16
一般局	岡山市	興除	市	0.023	0.025	0.022	0.023	20
一般局	倉敷市	連島	市	0.024	0.023	0.023	0.023	20
一般局	岡山市	西大寺	市	0.024	0.024	0.021	0.023	20
一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.023	0.024	0.022	0.023	20
自排局	備前市	伊部	市	0.023	0.024	0.022	0.023	20
一般局	倉敷市	塩生	市	0.023	0.023	0.022	0.023	20
一般局	倉敷市	郷内	市	0.022	0.024	0.022	0.023	20
一般局	倉敷市	玉島	市	0.022	0.024	0.022	0.023	20
一般局	津山市	津山	県	0.025	0.025	0.018	0.023	20
一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.022	0.023	0.023	0.023	20
自排局	岡山市	南方	市	0.021	0.023	0.024	0.023	20
自排局	倉敷市	西坂	市	0.023	0.023	0.022	0.023	20
一般局	倉敷市	監視センター	市	0.022	0.023	0.022	0.022	32
一般局	新見市	新見	県	0.023	0.024	0.02	0.022	32
一般局	倉敷市	天城	市	0.022	0.023	0.021	0.022	32
一般局	倉敷市	船穂	市	0.022	0.023	0.021	0.022	32
自排局	倉敷市	庄	市	0.025	0.021	0.02	0.022	32
自排局	倉敷市	大高	市	0.021	0.023	0.021	0.022	32
一般局	倉敷市	西阿知	市	0.021	0.022	0.02	0.021	38
自排局	玉野市	用吉	市	0.02	0.021	0.022	0.021	38
一般局	岡山市	五明	市	0.02	0.022	0.02	0.021	38
一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.021	0.021	0.019	0.020	41
一般局	倉敷市	児島	市	0.021	0.021	0.019	0.020	41
一般局	総社市	総社	県	0.021	0.021	0.019	0.020	41
一般局	岡山市	吉備	市	0.021	0.02	0.019	0.020	41
一般局	浅口市	金光	県	0.02	0.021	0.019	0.020	41
一般局	備前市	東片上	県	0.019	0.02	0.019	0.019	46
一般局	備前市	野谷	市	0.019	0.02	0.019	0.019	46
一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.019	0.019	0.019	0.019	46
一般局	備前市	日生	県	0.018	0.02	0.019	0.019	46
一般局	岡山市	東岡山	市	0.019	0.018	0.018	0.018	50
一般局	玉野市	後閑	市	0.019	0.018	0.017	0.018	50
一般局	備前市	穂浪	市	0.013	0.016	0.02	0.016	52
自排局	真庭市	久世	県	0.016	0.017	0.015	0.016	52

2 1時間値の最高値（過去3年平均を降順でソート）

測定局の種類	設置市町	測定局名	測定局設置者	S P M (1時間値の最高値)				
				H 2 4	H 2 5	H 2 6	H24～H26の平均	H24～H26の平均の順位(降順)
				(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
一般局	岡山市	興除	市	0.161	0.329	0.34	0.277	1
一般局	笠岡市	茂平	県	0.39	0.159	0.105	0.218	2
一般局	岡山市	五明	市	0.174	0.387	0.091	0.217	3
一般局	倉敷市	広江	市	0.218	0.198	0.21	0.209	4
一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.221	0.197	0.187	0.202	5
一般局	備前市	鶴海	市	0.161	0.228	0.191	0.193	6
一般局	早島町	早島	県	0.191	0.193	0.194	0.193	6
自排局	岡山市	西祖	市	0.149	0.242	0.169	0.187	8
自排局	倉敷市	西坂	市	0.17	0.19	0.184	0.181	9
一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.194	0.218	0.124	0.179	10
自排局	玉野市	用吉	市	0.154	0.216	0.157	0.176	11
一般局	倉敷市	松江	市	0.164	0.208	0.15	0.174	12
一般局	倉敷市	呼松	市	0.16	0.203	0.137	0.167	13
一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.162	0.193	0.145	0.167	13
一般局	倉敷市	船穂	市	0.222	0.144	0.128	0.165	15
一般局	備前市	日生	県	0.169	0.217	0.108	0.165	16
一般局	備前市	東片上	県	0.161	0.176	0.156	0.164	17
一般局	倉敷市	春日	市	0.146	0.176	0.17	0.164	17
一般局	備前市	三石	県	0.129	0.216	0.129	0.158	19
自排局	早島町	長津	県	0.151	0.128	0.195	0.158	19
自排局	倉敷市	庄	市	0.194	0.143	0.128	0.155	21
一般局	倉敷市	郷内	市	0.136	0.127	0.191	0.151	22
自排局	倉敷市	大高	市	0.169	0.156	0.128	0.151	22
一般局	倉敷市	天城	市	0.168	0.157	0.124	0.150	24
一般局	岡山市	東岡山	市	0.177	0.12	0.152	0.150	24
一般局	倉敷市	監視センター	市	0.134	0.163	0.141	0.146	26
一般局	倉敷市	西阿知	市	0.121	0.185	0.131	0.146	26
一般局	岡山市	南輝	市	0.117	0.164	0.15	0.144	28
一般局	岡山市	吉備	市	0.12	0.119	0.19	0.143	29
一般局	倉敷市	塩生	市	0.144	0.141	0.142	0.142	30
一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.105	0.113	0.202	0.140	31
一般局	総社市	総社	県	0.186	0.117	0.115	0.139	32
自排局	岡山市	青江	市	0.117	0.16	0.139	0.139	32
一般局	笠岡市	寺間	県	0.15	0.138	0.12	0.136	34
一般局	浅口市	金光	県	0.156	0.153	0.094	0.134	35
一般局	倉敷市	連島	市	0.134	0.142	0.126	0.134	35
自排局	備前市	伊部	市	0.148	0.122	0.13	0.133	37
自排局	笠岡市	大磯	県	0.139	0.137	0.117	0.131	38
一般局	玉野市	日比	市	0.136	0.125	0.124	0.128	39
一般局	倉敷市	玉島	市	0.147	0.12	0.114	0.127	40
一般局	岡山市	江並	市	0.122	0.145	0.104	0.124	41
一般局	備前市	穂浪	市	0.095	0.175	0.098	0.123	42
一般局	玉野市	宇野	県	0.1	0.128	0.135	0.121	43
一般局	新見市	新見	県	0.142	0.123	0.098	0.121	43
一般局	備前市	野谷	市	0.12	0.108	0.133	0.120	45
一般局	岡山市	西大寺	市	0.114	0.133	0.097	0.115	46
一般局	玉野市	渋川	県	0.11	0.108	0.125	0.114	47
一般局	岡山市	出石	市	0.118	0.121	0.102	0.114	47
一般局	津山市	津山	県	0.116	0.123	0.093	0.111	49
一般局	玉野市	後閑	市	0.153	0.093	0.076	0.107	50
一般局	倉敷市	児島	市	0.105	0.099	0.114	0.106	51
自排局	真庭市	久世	県	0.121	0.107	0.088	0.105	52
自排局	岡山市	南方	市	0.086	0.115	0.094	0.098	53

3 日平均値の2%除外値（過去3年平均を降順でソート）

測定局の種類	設置市町	測定局名	測定局設置者	S P M (日平均値の2%除外値)				
				H 2 4	H 2 5	H 2 6	H24~H26の平均	H24~H26の平均の順位(降順)
				(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
自排局	岡山市	西祖	市	0.066	0.088	0.058	0.071	1
一般局	倉敷市	松江	市	0.067	0.078	0.064	0.070	2
一般局	玉野市	日比	市	0.07	0.073	0.06	0.068	3
一般局	備前市	鶴海	市	0.065	0.069	0.062	0.065	4
一般局	笠岡市	寺間	県	0.066	0.072	0.056	0.065	4
一般局	倉敷市	呼松	市	0.064	0.065	0.064	0.064	6
一般局	倉敷市	広江	市	0.061	0.068	0.063	0.064	6
自排局	早島町	長津	県	0.064	0.07	0.051	0.062	8
一般局	笠岡市	茂平	県	0.064	0.064	0.056	0.061	9
自排局	笠岡市	大磯	県	0.062	0.061	0.06	0.061	9
一般局	岡山市	出石	市	0.065	0.064	0.052	0.060	11
一般局	岡山市	江並	市	0.059	0.07	0.051	0.060	11
一般局	岡山市	興除	市	0.06	0.067	0.053	0.060	11
一般局	倉敷市	春日	市	0.062	0.064	0.054	0.060	11
自排局	備前市	伊部	市	0.061	0.068	0.051	0.060	11
一般局	岡山市	南輝	市	0.064	0.069	0.046	0.060	11
一般局	早島町	早島	県	0.057	0.065	0.056	0.059	17
一般局	倉敷市	連島	市	0.065	0.06	0.052	0.059	17
一般局	玉野市	渋川	県	0.06	0.061	0.055	0.059	17
一般局	備前市	三石	県	0.058	0.069	0.049	0.059	17
一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.062	0.063	0.05	0.058	21
一般局	岡山市	西大寺	市	0.06	0.067	0.047	0.058	21
一般局	倉敷市	玉島	市	0.058	0.062	0.052	0.057	23
一般局	玉野市	宇野	県	0.054	0.063	0.055	0.057	23
一般局	倉敷市	塩生	市	0.06	0.056	0.055	0.057	23
一般局	倉敷市	監視センター	市	0.056	0.059	0.053	0.056	26
一般局	倉敷市	天城	市	0.057	0.062	0.048	0.056	26
一般局	岡山市	五明	市	0.055	0.061	0.05	0.055	28
自排局	岡山市	青江	市	0.054	0.063	0.049	0.055	28
一般局	備前市	日生	県	0.053	0.062	0.05	0.055	28
自排局	倉敷市	西坂	市	0.057	0.06	0.048	0.055	28
一般局	倉敷市	郷内	市	0.054	0.062	0.048	0.055	28
一般局	倉敷市	船穂	市	0.058	0.059	0.047	0.055	28
一般局	備前市	東片上	県	0.057	0.06	0.047	0.055	28
一般局	総社市	総社	県	0.058	0.057	0.044	0.053	35
一般局	津山市	津山	県	0.055	0.059	0.043	0.052	36
一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.059	0.055	0.042	0.052	36
一般局	倉敷市	西阿知	市	0.054	0.056	0.045	0.052	36
自排局	倉敷市	大高	市	0.051	0.058	0.046	0.052	36
一般局	浅口市	金光	県	0.055	0.056	0.043	0.051	40
自排局	倉敷市	庄	市	0.055	0.055	0.044	0.051	40
一般局	倉敷市	児島	市	0.056	0.053	0.044	0.051	40
自排局	岡山市	南方	市	0.048	0.057	0.046	0.050	43
一般局	岡山市	吉備	市	0.056	0.051	0.044	0.050	43
一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.051	0.055	0.043	0.050	43
自排局	玉野市	用吉	市	0.048	0.055	0.045	0.049	46
一般局	新見市	新見	県	0.052	0.05	0.043	0.048	47
一般局	岡山市	東岡山	市	0.05	0.05	0.041	0.047	48
一般局	備前市	野谷	市	0.047	0.05	0.043	0.047	48
自排局	真庭市	久世	県	0.043	0.05	0.041	0.045	50
一般局	備前市	穂浪	市	0.039	0.048	0.046	0.044	51
一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.047	0.045	0.04	0.044	51
一般局	玉野市	後閑	市	0.051	0.037	0.032	0.040	52

二酸化硫黄に係る過去3年の測定結果

1 年平均値（過去3年平均を昇順でソート）

測定局の種類	市町村	測定局	測定局設置者	二酸化硫黄（年平均値）				
				H24 (ppm)	H25 (ppm)	H26 (ppm)	H24～H26 平均 (ppm)	H24～H26 平均の順位 (昇順)
一般局	津山市	津山	県	0.001	0.001	0.001	0.001	1
一般局	備前市	東片上	県	0.001	0.001	0.001	0.001	1
一般局	新見市	新見	県	0.002	0.001	0.001	0.001	1
一般局	岡山市	五明	市	0.001	0.002	0.002	0.002	4
一般局	備前市	日生	県	0.002	0.002	0.001	0.002	4
一般局	岡山市	興除	市	0.002	0.002	0.002	0.002	4
一般局	備前市	三石	県	0.003	0.003	0.002	0.003	7
一般局	岡山市	南輝	市	0.002	0.002	0.005	0.003	7
一般局	笠岡市	寺間	県	0.003	0.003	0.003	0.003	7
一般局	備前市	穂浪	市	0.003	0.003	0.003	0.003	7
一般局	備前市	鶴海	市	0.003	0.003	0.003	0.003	7
一般局	玉野市	後閑	市	0.004	0.003	0.003	0.003	7
一般局	備前市	野谷	市	0.003	0.004	0.003	0.003	7
一般局	倉敷市	玉島	市	0.004	0.004	0.004	0.004	14
一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.004	0.004	0.004	0.004	14
一般局	倉敷市	西阿知	市	0.005	0.004	0.004	0.004	14
一般局	岡山市	西大寺	市	0.004	0.005	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	天城	市	0.005	0.005	0.004	0.005	17
一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.005	0.005	0.004	0.005	17
一般局	倉敷市	郷内	市	0.005	0.005	0.004	0.005	17
一般局	倉敷市	船穂	市	0.005	0.005	0.004	0.005	17
自排局	玉野市	用吉	市	0.005	0.005	0.004	0.005	17
自排局	笠岡市	大磯	県	0.005	0.005	0.004	0.005	17
一般局	岡山市	江並	市	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	岡山市	出石	市	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	二福	市	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	宇野津	市	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	連島	市	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	玉野市	渋川	県	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	玉野市	宇野	県	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	浅口市	寄島	県	0.005	0.005	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	春日	市	0.005	0.006	0.005	0.005	17
一般局	玉野市	日比	市	0.005	0.006	0.005	0.005	17
一般局	倉敷市	広江	市	0.006	0.006	0.005	0.006	35
一般局	倉敷市	豊洲	市	0.006	0.006	0.005	0.006	35
一般局	倉敷市	田の口	市	0.006	0.006	0.005	0.006	35
一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.006	0.006	0.005	0.006	35
一般局	倉敷市	児島	市	0.006	0.006	0.006	0.006	35
一般局	倉敷市	監視センター	市	0.007	0.006	0.006	0.006	35
一般局	倉敷市	松江	市	0.007	0.007	0.006	0.007	41
一般局	倉敷市	塩生	市	0.007	0.007	0.006	0.007	41
一般局	倉敷市	呼松	市	0.007	0.007	0.007	0.007	41
一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.007	0.008	0.007	0.007	41

2 1時間値の最高値（過去3年平均を昇順でソート）

測定局の種類	市町村	測定局	測定局設置者	二酸化硫黄（1時間値の最高値）				
				H 2 4	H 2 5	H 2 6	H24～H26平均	H24～H26平均の順位（昇順）
				(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	
一般局	備前市	日生	県	0.012	0.012	0.011	0.012	1
一般局	新見市	新見	県	0.012	0.009	0.018	0.013	2
一般局	備前市	穂浪	市	0.014	0.015	0.015	0.015	3
一般局	備前市	東片上	県	0.012	0.018	0.014	0.015	3
一般局	津山市	津山	県	0.014	0.018	0.013	0.015	3
一般局	備前市	鶴海	市	0.013	0.017	0.016	0.015	3
一般局	岡山市	五明	市	0.018	0.02	0.019	0.019	7
一般局	備前市	野谷	市	0.03	0.017	0.016	0.021	8
一般局	玉野市	後閑	市	0.028	0.018	0.022	0.023	9
一般局	備前市	三石	県	0.019	0.03	0.021	0.023	9
自排局	玉野市	用吉	市	0.024	0.024	0.023	0.024	11
一般局	岡山市	出石	市	0.023	0.025	0.024	0.024	11
一般局	岡山市	江並	市	0.024	0.03	0.019	0.024	11
一般局	倉敷市	玉島	市	0.026	0.023	0.025	0.025	14
一般局	岡山市	西大寺	市	0.026	0.022	0.03	0.026	15
一般局	岡山市	南輝	市	0.02	0.023	0.037	0.027	16
一般局	笠岡市	寺間	県	0.03	0.025	0.025	0.027	16
一般局	浅口市	寄島	県	0.026	0.031	0.028	0.028	18
一般局	倉敷市	船穂	市	0.028	0.033	0.025	0.029	19
一般局	倉敷市	連島	市	0.032	0.03	0.028	0.030	20
一般局	倉敷市	西阿知	市	0.034	0.032	0.024	0.030	20
一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.033	0.03	0.028	0.030	20
一般局	岡山市	興除	市	0.028	0.047	0.021	0.032	23
一般局	倉敷市	児島	市	0.037	0.035	0.028	0.033	24
自排局	笠岡市	大磯	県	0.037	0.041	0.029	0.036	25
一般局	倉敷市	田の口	市	0.037	0.044	0.027	0.036	25
一般局	倉敷市	豊洲	市	0.036	0.039	0.036	0.037	27
一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.041	0.028	0.049	0.039	28
一般局	玉野市	宇野	県	0.039	0.044	0.041	0.041	29
一般局	倉敷市	塩生	市	0.042	0.044	0.044	0.043	30
一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.038	0.063	0.031	0.044	31
一般局	倉敷市	郷内	市	0.043	0.063	0.037	0.048	32
一般局	倉敷市	天城	市	0.034	0.083	0.03	0.049	33
一般局	倉敷市	二福	市	0.053	0.054	0.044	0.050	34
一般局	玉野市	日比	市	0.056	0.057	0.04	0.051	35
一般局	倉敷市	春日	市	0.07	0.046	0.042	0.053	36
一般局	倉敷市	松江	市	0.045	0.093	0.043	0.060	37
一般局	倉敷市	監視センター	市	0.072	0.07	0.052	0.065	38
一般局	倉敷市	宇野津	市	0.109	0.048	0.05	0.069	39
一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.077	0.064	0.082	0.074	40
一般局	倉敷市	広江	市	0.053	0.153	0.082	0.096	41
一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.142	0.076	0.076	0.098	42
一般局	倉敷市	呼松	市	0.066	0.135	0.101	0.101	43
一般局	玉野市	渋川	県	0.08	0.067	0.195	0.114	44

3 日平均値の2%除外値（過去3年平均を昇順でソート）

測定局の種類	市町村	測定局	測定局設置者	二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）				
				H 2 4	H 2 5	H 2 6	H24～H26 平均	H24～H26 平均の順位 (昇順)
				(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	
一般局	新見市	新見	県	0.003	0.002	0.002	0.002	1
一般局	津山市	津山	県	0.003	0.003	0.003	0.003	2
一般局	備前市	東片上	県	0.004	0.003	0.003	0.003	2
一般局	備前市	日生	県	0.004	0.004	0.004	0.004	4
一般局	岡山市	五明	市	0.005	0.006	0.007	0.006	5
一般局	備前市	鶴海	市	0.006	0.006	0.006	0.006	5
一般局	備前市	野谷	市	0.006	0.006	0.006	0.006	5
一般局	岡山市	興除	市	0.006	0.006	0.007	0.006	5
一般局	備前市	穂浪	市	0.006	0.006	0.007	0.006	5
一般局	備前市	三石	県	0.007	0.006	0.006	0.006	5
一般局	笠岡市	寺間	県	0.007	0.006	0.007	0.007	11
一般局	玉野市	後閑	市	0.008	0.007	0.006	0.007	11
一般局	岡山市	南輝	市	0.006	0.006	0.01	0.007	11
一般局	倉敷市	玉島	市	0.008	0.008	0.008	0.008	14
一般局	玉野市	日比2丁目	市	0.008	0.009	0.008	0.008	14
一般局	岡山市	江並	市	0.009	0.009	0.008	0.009	16
自排局	玉野市	用吉	市	0.009	0.01	0.007	0.009	16
一般局	倉敷市	倉敷美和	市	0.008	0.009	0.009	0.009	16
一般局	倉敷市	西阿知	市	0.009	0.008	0.009	0.009	16
一般局	岡山市	出石	市	0.009	0.009	0.009	0.009	16
一般局	倉敷市	船穂	市	0.01	0.009	0.009	0.009	16
一般局	岡山市	西大寺	市	0.009	0.01	0.01	0.010	22
一般局	浅口市	寄島	県	0.01	0.01	0.009	0.010	22
自排局	笠岡市	大磯	県	0.01	0.01	0.009	0.010	22
一般局	倉敷市	連島	市	0.011	0.01	0.009	0.010	22
一般局	玉野市	宇野	県	0.01	0.01	0.01	0.010	22
一般局	倉敷市	茶屋町	市	0.012	0.011	0.01	0.011	27
一般局	倉敷市	郷内	市	0.012	0.012	0.01	0.011	27
一般局	倉敷市	児島	市	0.012	0.011	0.011	0.011	27
一般局	玉野市	渋川	県	0.011	0.011	0.012	0.011	27
一般局	倉敷市	天城	市	0.012	0.013	0.011	0.012	31
一般局	倉敷市	宇野津	市	0.013	0.013	0.011	0.012	31
一般局	玉野市	向日比1丁目	県	0.013	0.013	0.011	0.012	31
一般局	倉敷市	春日	市	0.012	0.013	0.012	0.012	31
一般局	倉敷市	豊洲	市	0.012	0.013	0.012	0.012	31
一般局	玉野市	日比	市	0.012	0.013	0.012	0.012	31
一般局	倉敷市	田の口	市	0.013	0.014	0.011	0.013	37
一般局	倉敷市	塩生	市	0.014	0.014	0.013	0.014	38
一般局	倉敷市	二福	市	0.014	0.015	0.013	0.014	38
一般局	倉敷市	広江	市	0.016	0.015	0.014	0.015	40
一般局	倉敷市	松江	市	0.015	0.017	0.015	0.016	41
一般局	倉敷市	監視センター	市	0.018	0.015	0.015	0.016	41
一般局	倉敷市	呼松	市	0.017	0.017	0.017	0.017	43
一般局	玉野市	向日比2丁目	市	0.019	0.019	0.018	0.019	44

岡山県微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起等に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合報告について」（平成25年3月1日付け環水大大発第1303013号及び平成25年11月28日付け環水大大発第1311281号、環境省水・大気環境局長通知。以下「報告」とする。）を踏まえ、県が、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）が、「暫定的な指針となる値」（報告において、暫定的な指針となる値として適當とされた日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合に県民に注意喚起を行う方法等について、必要な事項を定める。

（注意喚起の実施）

第2条 県は、PM2.5が県下の一般環境大気測定局の2局以上で、早朝（午前5時から午前7時まで）の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき、又は午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過したとき、注意喚起を行うものとする。ただし、測定値が明らかに下降傾向である場合は、注意喚起しないものとする。

2 注意喚起は、終日、県全域に行うものとする。

（注意喚起の方法等）

第3条 注意喚起は、県が次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県民に対しては、県のホームページによる方法
- (2) 市町村、県関係機関等に対しては、FAX（様式第1号）による方法
- (3) 別表第1に掲げる庁内関係課に対しては、電話による方法
- (4) 報道機関に対しては、FAXその他の情報提供の方法

2 次のとおり注意喚起を行うものとする。

- (1) 不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らす。
- (2) 屋内においても、換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- (3) 呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。

（市町村への協力依頼）

第4条 県は、注意喚起に当たっては、市町村長に対し、関係機関への周知等必要な協力を求めるものとする。

（異常発生時の措置）

第5条 異常の事態が発生したときは、関係機関は、相互に連絡を保ち、人の健康と農作物に対する応急措置その他適切な措置を行うものとする。

2 農作物被害又は健康被害が発生したときは、岡山県大気汚染緊急時対策実施細則に準じて報告する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、注意喚起等の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。